

一般社団法人京都府医師会会長
一般社団法人京都私立病院協会会長
一般社団法人京都府病院協会会長
一般社団法人京都精神科病院協会会長
公益社団法人京都府看護協会会長
公益社団法人京都府助産師会会長
一般社団法人京都府訪問看護ステーション協議会会長

様

京都府健康福祉部医療課長
(公印省略)

京都府感染症対策指導看護師養成補助事業の実施について

平素は京都府における地域医療行政の推進に御協力をいただき、お礼申し上げます。

京都府では、感染症に関する専門的知識と技術を有し、施設の感染症対策を指導できる看護師の養成を補助するため、令和3年度より標題事業を実施いたします。

つきましては、別添のとおり、本年度の事業実施について各医療機関へ通知するとともに、京都健康医療よろずネットに掲載しましたので、事業内容について御承知いただきますとともに、本事業の活用について、会員の皆様への周知等御配慮いただきますようお願いいたします。

記

1. 事業概要

感染症に関する専門的知識と技術が取得でき、施設の感染症対策を指導できる看護師等（保健師、助産師、看護師、准看護師）を養成することを目的とした研修の受講経費等を補助する。

※詳細は別紙「京都府感染症対策指導看護師養成補助事業について」のとおり。

2. 提出期限 令和3年10月22日（金）必着

3. 提出書類 データもしくは紙媒体で提出

- ①（第1号様式）申請書
- ②（第1号様式）別紙1、2-1、受講教育機関の受講決定書類の写し
- ③ 口座振替依頼書

※委任状を記入する場合は、必ず押印し、必ず郵送にて送付ください。

4. 提出先 京都府健康福祉部 医療課 医務・看護係 村田宛て

メールの場合：iryochosa@pref.kyoto.lg.jp

郵送の場合： 京都市上京区下立売通新町西入蔵ノ内町

担当	京都府健康福祉部 医療課 医務・看護係 (村田)
当	電話：075-414-4754 FAX：075-414-4752
	E-mail : iryochosa@pref.kyoto.lg.jp

京都府感染症対策指導看護師養成補助事業について

京都府では、感染症に関する専門的知識と技術を有し、施設の感染症対策を指導できる看護師を養成することにより、府内の医療・福祉施設が新興感染症等に対応できる運営体制の構築を図るため、令和3年度より標題事業を実施いたします。

概要は以下の通りです。内容及び要領を御確認いただき、交付を申請される場合は期日までに必要書類の提出をお願いします。

1 事業内容

感染症に関する専門的知識と技術が取得でき、施設の感染症対策を指導できる看護師等（保健師、助産師、看護師、准看護師）を養成することを目的とした研修の受講経費等を補助する。

（1）補助対象となる研修

- ・日本看護協会が認定した認定看護師教育課程「感染管理」（A課程、B課程）
- ・東京医療保健大学が実施する感染制御実践看護学講座
- ・その他知事が認める研修

（2）補助対象経費

研修受講料（入学金、授業料、実習費、教材費）旅費、宿泊費、認定審査費料 等

※ 今年度の支出経費に限る。

例) 昨年度研修を受講し今年度認定審査を受ける場合、認定審査に係る経費は補助対象であるが、昨年度の授業料等は補助対象外。

※ 同一の研修について1人の受講者に対する補助は1年度限りとする。

例) 今年度研修を受講し授業料等を補助した受講生については、次年度に認定審査を受けたとしても認定審査に係る経費を次年度に申請することはできない。

※ 府が他に実施する同種の補助制度と併用不可。

併用できない補助制度例) 高齢化社会に対応した救急医療体制充実事業費補助金

※ 受講生本人が負担した経費は対象外。

（3）補助対象者

（1）の研修に看護師等を派遣し、（2）の補助対象経費を負担した医療機関等

※ 医療機関等：病院、診療所、介護医療院、介護老人保健施設、訪問看護事業所等

（4）補助基準額

補助基準額受講者1人あたり700千円 補助率2／3

※ 補助上限額は466千円／人となります。

(5) 補助条件

- ・研修修了後、資格を取得した際には速やかに京都府へ報告すること。
- ・補助金の交付を受け資格取得した看護師等に対し、京都府や他の医療機関等から「京都府施設内感染専門サポートチーム」への参加、研修会講師や技術指導の実施等について要請があった場合は、当該職員を派遣するよう努めること。
- ・研修受講後、研修受講年度を含め3年度以内に資格取得ができなかつた場合は、補助金の全額を府へ返還すること。

2 交付申請

(1) 提出期日

令和3年10月22日（金）必着

(2) 提出資料

- ① (第1号様式) 申請書
- ② (第1号様式) 別紙1、2-1
- ③ 受講していることが分かる資料（受講教育機関の受講決定書類の写し）
- ④ 口座振替依頼書

※委任状を記入する場合は要押印

3 今後の流れ

令和3年9月28日 交付申請開始

令和3年10月22日 交付申請提出締切り、交付決定

令和4年4月11日 実績報告提出締切り

令和4年5月頃 額の確定及び支払い

京都府感染症対策指導看護師養成補助事業交付要領

(趣旨)

第1条 知事は、府内の医療・福祉施設が新興感染症等に対応できる運営体制を構築するため、感染症に関する専門的知識と技術を有し施設の感染症対策を指導できる看護職員を養成する研修の受講に要する経費について、京都府地域医療介護総合確保事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要領において「研修」とは、次の各号に掲げる研修をいう。

- (1) 公益社団法人日本看護協会が認定看護師教育機関として認定した施設（日本看護協会認定看護師規則第11条の規定に基づき認定した施設をいう。）が実施する認定看護師感染管理分野研修
- (2) 東京医療保健大学が実施する感染制御実践看護学講座
- (3) その他上記に類する研修であって知事が認める研修

(対象事業)

第3条 この補助金の補助対象となる事業は、京都府内の病院、診療所、介護医療院、介護老人保健施設、居宅サービス又は介護予防サービス事業を行う指定訪問看護事業所及びその他知事が認める事業所を設置する者（以下「補助事業者」という。）が、所属する看護職員の研修の受講に要する経費を負担した場合に、補助金を交付する事業とする。

(対象経費及び補助金の額)

- 第4条 第1条に規定する経費は、別表第1に掲げる経費とし、予算の範囲内で補助する。
- 2 この補助金の額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (1) 別表第1に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して、少ない方の額を選定する。
 - (2) 前号により選定された額に3分の2を乗じて得た額を交付額とする。

(交付申請)

- 第5条 規則第5条に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。
- 2 交付決定前に事業に着手する場合は事前着手届（別記様式2）を提出するものとする。
- 3 研修を修了見込みであった看護職員が当該研修を修了しなかった場合は、補助事業者は研修を修了しなかった者に係る補助金の全額を府へ返還しなければならない。

(交付の条件)

第6条 研修を受講した看護職員が研修受講年度を含め3年度以内に認定審査または修了試験等に合格しなかった場合、補助事業者は補助金の全額を府へ返還しなければならない。

なお、補助事業者は当該看護職員が研修の修了又は認定を受けたときにはそれぞれ別紙により府へ報告しなければならない。

2 補助事業者は、当該補助金の交付を受けて研修を修了した看護職員に対し、京都府または他の医療機関等から研修会講師や技術指導の実施等について要請があった場合は、当該職員を派遣するよう努めなければならない。

(変更の申請)

第7条 規則第9条に規定する書類は、別記第2号様式によるものとし、補助事業者は、変更の理由発生後速やかに、知事に提出し、その承認を受けなければならぬ。

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定による実績報告書は、別記第3号様式によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める。

2 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る仕入れ控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別途通知）を知事あてに提出するものとする。なお、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を京都府に納付させることがある。

(書類の整備等)

第9条 補助事業者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年9月28日から施行し、令和3年度から適用する。

別表第1（第4条関係）

基準額	対象経費
受講者1人あたり 700千円 ※ただし、同一の研修について1人の受講者に対する補助は1年度限りとする。	補助事業者が負担する受講に必要な経費（入学金、授業料、実習費、教材費、旅費、宿泊費、認定審査料、認定審査受験に伴う旅費・宿泊費等） ※更新審査・延長審査に伴う経費は除く。

【別記 参照】

別記第1号様式（第4条関係）

(略)

別記第2号様式（第7条関係）

(略)

別記第3号様式（第8条関係）

(略)

京都府地域医療介護総合確保事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により作成した計画（以下「都道府県計画」という。）に基づき、補助対象者が実施する事業に要する経費に対し、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成27年5月13日医政発第0513第6号、老発0513第9号及び保発0513第1号厚生労働省医政局長、老健局長及び保険局長通知）、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象事業等)

第2条 この補助金は、次の事業を交付の対象とし、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象者、基準額、補助対象経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

(1) 医療事業

(2) 介護従事者確保事業

2 補助金の額は、次により算出する。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 基準額と補助対象経費の実支出額を比較して、いずれか少ない方の額

(2) 前号により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額

(交付申請)

第3条 規則第5条に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(補助事業の変更等)

第4条 補助事業を中止し、又は事業計画の全部若しくは一部を変更するときは、あらかじめ別記第2号様式により知事の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第5条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第3号様式によるものとし、補助事業が完了した日から起算して1箇月経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

(補助の条件)

第6条 この補助金には、次の条件を付すものとする。

(1) 補助事業者は、基金事業に係る関係書類を次に掲げる区分に応じ次に掲げるところにより保存すること。

ア 事業者が地方公共団体の場合 基金事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、基金事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承

認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておくこと。

イ 事業者が地方公共団体以外の場合 基金事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておくこと。

（2）補助事業者は、基金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、基金事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

（3）補助事業者は、基金事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第7条 補助事業者は、基金事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに別記4号様式により知事に報告しなければならない。

2 知事は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を補助事業者に納付させることができる。

（財産の管理及び処分）

第8条 補助事業者は、基金事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその從物並びに基金事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は 30 万円以上）の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して知事が別に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

2 知事は、前項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供し、取り壊し、又は廃棄した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（補助金の返還）

第9条 知事は、補助事業者が第6条各号、第7条第1項及び第8条第1項の規定に違反した場合、この補助金の全部又は一部の返還を補助事業者に対して求めることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月26日から適用する。ただし、次に掲げる事業については、当該各号に定める日から適用する。

（1）別表補助対象事業欄医療事業区分1から12まで 平成26年4月1日

（2）別表補助対象事業欄医療事業区分13 平成26年7月11日

（3）別表補助対象事業欄医療事業区分14から18まで及び同表同欄介護従事者確保事業区分1から

3まで 平成27年4月1日

(4) 別表補助対象事業欄医療事業区分19から24まで及び同表同欄介護従事者確保事業区分5まで

平成28年4月1日

(5) 別表補助対象事業欄医療事業区分25から27まで 平成29年4月1日

(6) 別表補助対象事業欄医療事業区分28から29まで 平成30年4月1日

別記 第1号様式

番 号
令和 年 月 日

京都府知事 様

申請者の所在地
申請者の名称
代表者の氏名

京都府感染症対策指導看護師養成補助事業補助金交付申請書

京都府感染症対策指導看護師養成補助事業交付要領に基づき、関係書類を添えて、下記の通り補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 補助金所要額調書 別紙1
- (2) 補助対象事業に係る予算（見込）書 別紙2-1
- (3) 補助対象事業に係る関係書類

別記 第2号様式

番 号
令和 年 月 日

京都府知事 様

申請者の所在地
申請者の名称
代表者の氏名

京都府感染症対策指導看護師養成補助事業補助金
変更交付申請書

令和 年 月 日付けで申請しました上記補助金について、地域医療介護総合確保事業
費補助金交付要綱第4条に基づき、関係書類を添えて、下記の通り変更申請します。

記

1 補助金変更申請額 円

既交付決定額 円
差引増減額 円

2 変更理由

3 添付書類

- (1) 補助金所要額調書 別紙1
- (2) 補助対象事業に係る予算（見込）書 別紙2-1
- (3) 補助対象事業に係る関係書類

別記 第3号様式

番 号
年 月 日

京都府知事 様

申請者の所在地
申請者の名称
代表者の氏名

京都府感染症対策指導看護師養成補助事業補助金実績報告書

年 月 日付け京都府指令 第 号により交付決定を受けた補助金に係る上記事業の実績について、地域医療介護総合確保事業費補助金交付要綱第5条に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助金精算額 円

2 添付書類

- (1) 補助金所要額調書 別紙1
- (2) 補助対象事業に係る決算（見込）書 別紙2-2
- (3) 補助対象事業に係る関係書類

別紙1
記入例

〇〇年度京都府感染症対策指導看護師養成補助事業 所要概調書

受講看護職員 氏名	区分	受講教育機関名	受講期間	補助対象経費(受講経費)				補助基準額 (B)	選定額 (C)	所要額 (C) × 2/3	備考
				入学金	授業料 実習費 教材費	宿泊費 旅費	認定審査料				
京都 太郎	認定看護 師研修センター	日本看護協会 神戸研修センター	R3.4～R4.3	75,000	1,578,000	100,000	51,700	0	1,804,700	700,000	466,000
宇治 花子	感染制御	東京医療保健大学	R3.4～R3.11	0	777,000	300,000	0	0	1,077,000	700,000	466,000
丸太町 郡	認定看護 師研修センター	日本看護協会 神戸研修センター	R2.4～R3.3	0	0	10,000	51,700	0	61,700	700,000	41,700
								0	0	0	0
	計			75,000	2,355,000	410,000	103,400	0	2,943,400	2,100,000	1,461,700
											973,000

1 补助対象経費には、今年度に支出した金額のうち本補助金の対象となる経費のみを計上してください。

2 選定額(C)には、補助対象経費(A)と補助基準額(B)を比較して少ない方の金額を記入してください。

3 所要額には、選定額(C)に2/3を乗じ、その金額の下3桁を切り捨てた金額を記入してください。

4 中請時は、受講教育機関の受講決定書類の写しを、添付してください。

5 実績報告時は、受講教育機関の修了書の写し、支出証拠書類の写しを添付すること。

別記第1号様式の補
助金交付申請書
別記第3号様式の補

（単位：円）

記入例

年度 帳入・歳出決算（見込）書 抄本

医療機関等名：

収入の部

科目	金額（単位：円）	備考
府補助金	973,000	本補助金の補助金精算額
市町村補助金	0	
団体等補助金	1,000,000	○×補助金
病院等負担	970,400	
計	2,943,400	

収入の部と支出の部の合計は一致させること

支出の部

科目	金額（単位：円）	備考
入学金	75,000	
授業料	2,000,000	
実習費	350,000	
教材費	5,000	
宿泊費	400,000	
旅費	10,000	
認定審査料	103,400	
計	2,943,400	

別紙1の補助対象経費合計と一致させること

年月日

補助事業者名：

代表者職・氏名：

京都府健康福祉部医療課長 様

医療機関名等
報告者職氏名

京都府感染症対策指導看護師養成補助事業合格報告書

標記補助を受けた研修について、この度下記職員が認定審査に合格しましたので、京都府感染症対策指導看護師養成補助事業交付要領に基づき報告します。

記

補助年度	氏名	受講看護職員情報		合格日
		連絡先住所	連絡先電話	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

※合格通知の写しを添付すること。

※本報告は認定看護師研修受講者に限る。

※記載の個人情報については、京都府の感染症対策に関する事業に御協力いただき際、利用させていただきます。

口座振替依頼書

希望金融機関名 銀行 信用金庫 支店 (店番)	預金種別 普通 当座	(預金通帳番号) 口座番号	(フリガナ) 口座名義
			()

令和3年度京都府感染症対策指導看護師養成補助事業については、上記口座に口座振替により支払い願いたく申し出ます。

令和 年 月 日

〒
所在地

(電話)

名 称

代表者名

(やむをえず、口座名義が申出人と異なるときは、下記の委任状に御記入の上、御捺印をお願いします。)

委 任 状

私は、口座名義人 を代理人と定め、当該補助金の受領に関する一切の権限を委任します。

令和 年 月 日

(申出人の氏名)

氏 名

印

(口座名義人の住所、氏名、連絡先)

〒
住 所

氏名 (代表者)

電 話 番 号

別記様式2

事前着手届

令和 年 月 日

京都府知事

様

所 在 地
申請者の名称
代表者の氏名

京都府感染症対策指導看護師養成補助事業補助金に係る事業について、
交付決定前に着手しますので、届け出ます。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合においても異議は申
し立てません。

1 事前着手の理由

2 着手年月日 令和 年 月 日

記入例

別記様式2

事 前 着 手 届

令和 年 月 日

京都府知事

様

所 在 地
申請者の名称
代表者の氏名

同じ日付を記入

京都府感染症対策指導看護師養成補助事業補助金に係る事業について、
交付決定前に着手しますので、届け出ます。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合においても異議は申
し立てません。

1 事前着手の理由

例： 本補助金は、研修受講費に対する補助のため研修開始時より事業に着手
する必要があるため

2 着手年月日 令和 年 月 日